

不動産登記に関する事務の一部停止について

土地改良法による換地処分の公告がなされたことに伴い、下記の地域について事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、原則として、受理することができませんので、ご注意願います。

また、事業の対象地域の内の不動産について、事業の完了するまでの間は、

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません

のでご注意願います。

ご不明な点は、函館地方法務局八雲支局にお尋ねください。

記

- | | | | |
|-----------|----------------|------------|----------------|
| 1 期 | 間 | 令和8年2月4日から | 令和8年6月4日まで（予定） |
| 2 対 象 地 域 | 今金北地区（神丘高台換地区） | | |
| 3 事務停止の理由 | 土地改良法による換地処分 | | |

函館地方法務局八雲支局